

【概要版】第4次越谷市地域福祉計画策定基本方針（案）

1. 基本方針の趣旨

本編 P.1

第3次地域福祉計画が令和7年度で終了することから、令和8年度を始期とする**第4次地域福祉計画の策定にあたり、基本的な方針を示すもの。**

2. 計画策定の目的及び位置付け

本編 P.1

(1) 計画策定の目的

社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条に規定された「**地域福祉の推進**」に関する事項を定めるため策定する。

(2) 計画の位置付け

福祉関連の上位計画として位置付けられ、福祉関連計画(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画等)を推進する上での共通理念を示すもの。

策定にあたっては、国の動向や埼玉県地域福祉支援計画の内容を踏まえるとともに、本市の総合振興計画、福祉関連計画及び各種分野別計画との整合を図る。また、「地域福祉の推進」という地域福祉計画と共通の目的を持つ「地域福祉活動計画」を策定する社会福祉協議会と相互に連携・補完し合いながら策定を進める。

3. 計画策定の基本的な考え方

本編 P.2

(1) 基本的な考え方

地域共生社会の実現に向けた方向性を示す計画	「地域における住民主体の課題解決力の強化」「包括的な相談支援体制の構築」など、 地域共生社会の実現に向けた方向性を示す。
市民と企業・団体、行政等の役割分担や連携のあり方を示す計画	地域福祉の推進に向けては、関係機関・団体、企業や大学等との協働による取組が重要となることから、 関係者の役割分担や連携のあり方を示す。

(2) 計画に盛り込むべき事項

社会福祉法第107条に基づく5つの事項を一体的に定めるとともに、3次計画同様、「成年後見制度利用促進計画」「生活困窮者自立支援方策」「再犯防止推進計画」など、地域福祉計画に位置付けることが効果的とされる計画等についても、4次計画に位置づける。

①	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
②	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
③	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
④	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
⑤	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

4. 計画の期間

本編 P.3

第5次総合振興計画・後期基本計画と合わせ、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とする。

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総合振興計画	基本構想	第5次									
	基本計画	前期					後期				
地域福祉計画		第3次					第4次				
主な福祉関連計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第8期									
	障がい者計画	第5次									
	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第6期(障がい者福祉)第2期(障がい児福祉)									
	子ども・子育て支援事業計画	第2期									

5. 策定のプロセス・体制

本編 P.3~6

(1) 市民参加の取組

① 市民・団体アンケート調査（令和6年度）

地域福祉に対する意識や地域での活動状況・生活課題など把握し、計画策定の基礎資料とするため、市民・団体等を対象としたアンケート調査を実施する。

- 市民アンケート（3,000件）
対象 市内在住16歳以上の市民（3次計画時は市内在住20歳以上の市民）
- 団体アンケート（1,000件程度）
対象 自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、障がい者団体、子育て支援ネットワーク、NPO法人、ボランティア団体 など

② 団体・学生ヒアリング（令和6年度）

アンケートを補完するため、地域福祉に関わる団体や大学生等に対するヒアリングを実施する。

- 団体ヒアリング（10団体程度）
対象 市内の地域福祉に関わる団体、福祉サービスの提供主体
回数 2回程度(訪問やヒアリング会開催(オンライン含む))
- 学生ヒアリング（30人程度）
対象 市内大学の学生や市内在住の大学生など
回数 3回程度(訪問やヒアリング会開催(オンライン含む))

③ パブリックコメント（令和7年度）

計画素案について、広く市民から意見をいただく。

地域福祉計画の素案を公表し、郵送、FAX、電子メール等により広く市民の意見を募集する。

(2) 審議会（令和6・7年度）

社会福祉審議会・地域福祉専門分科会

越谷市社会福祉審議会条例第7条に基づき、「地域福祉に関する事項」を調査審議する。

主な審議事項：地域福祉の推進に関すること
 地域福祉計画に関すること
 重層的支援体制整備事業に関すること

委員構成：17人（現任：社会福祉事業従事者4人、学識経験者13人(うち公募3人)）
 その他：3次計画の策定時も本分科会で調査審議いただいたほか、毎年進捗状況の報告を行い、計画について評価いただくこととしている。

(3) 庁内体制（令和6・7年度）

① 政策会議

「策定基本方針」「計画素案」等について、本市の最高協議機関である政策会議に諮る。

② 検討委員会

総合振興計画や各種福祉関連計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野等との連携を確保するため、庁内横断的な検討委員会を設置する。

また、検討委員会の補助機関として、作業部会を設置する。

● 検討委員会（案）

計画案や計画に盛り込む施策や事業等について、分野横断的な検討を行う。

委員長 地域共生部長 副委員長 福祉部長 委員 地域共生部、福祉部ほか関係部の課所長

● 作業部会（案）

各分野の現状分析と課題整理を行い、計画策定に向けた調査研究を行う。

部会長 地域共生推進課長 副部会長 福祉総務課長 部会員 地域共生部、福祉部ほか関係部の副課長・主幹級

(4) その他

① コンサルタント事業者への業務委託

計画策定におけるノウハウを有するコンサルタント事業者に業務委託することで、市民参加の取組による意見の取りまとめや地域福祉に関する調査・分析などの専門的な助言等により、効率的かつ効果的に計画策定を行う。

3次計画の重点事業のひとつに掲げる「福祉SOSゲーム※」をさらに発展された取組として、誰もが必要なときに必要とする社会資源の情報を把握することができる手法の検討を行う。

※ 福祉SOSゲーム…「地域社会資源マップ」と「困りごとを抱える世帯の事例カード」を使用し、困りごとの解決策を地域住民等が話し合うことで、福祉の課題解決力を高めるとともに、地域の社会資源を知ることができる取組。

② 社会福祉協議会と連携

「地域福祉の推進」という共通の目的の下、地域福祉計画との両輪を成す地域福祉活動計画を策定する社会福祉協議会と連携を図りながら策定を進める。

【体制図】



